



平成 30 年 5 月 30 日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
(コード 8737 東証第2部)
問合せ先 取締役社長室長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

(2) 将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の 4,600 万株から 9,000 万株に変更を行います。

(3) 会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第 35 条（会計監査人の選任）、第 36 条（会計監査人の任期）及び第 37 条（会計監査人の報酬等）を新設いたします。

(4) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,600万株</u>とする。</p> <p>第 7 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> <p><u>3.</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,000万株</u>とする。</p> <p>第 7 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区別して行わなければならない。</u></p> <p><u>3.</u> (現行どおり)</p> <p><u>4.</u> (現行どおり)</p> <p><u>(解任方法)</u></p> <p><u>第 20 条</u> 取締役は、株主総会において解任する。</p> <p><u>2. 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 21 条</u> <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) <u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長になる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) <u>第23条</u> (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>前二項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><u>第24条</u> (条文省略) (新 設)</p>	<p><u>第25条</u> (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>(取締役会の議事録) <u>第25条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>	<p><u>第26条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p>
<p>(顧問及び相談役) <u>第26条</u> 取締役会は、その決議によって顧問及び相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第27条</u> (条文省略) (取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (新 設)</p>	<p><u>第28条</u> (現行どおり) (取締役の報酬等) <u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第29条</u> (条文省略)</p>	<p>2. <u>報酬等は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とに区分して定めなければならない。</u></p>
<p><u>第29条</u> (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員数) <u>第30条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p><u>第30条</u> (現行どおり) (削 除) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(任期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人の責任</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第68回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の責任賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 28 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 28 日 (木曜日)

以 上